

①都道府県	②市区町村名	0 就学援助制度問い合わせ先（広報用）					1 平成31（令和元）年度就学援助制度の実施について																			
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1. 就学援助制度の周知方法											2. 就学援助の申請方法								
							(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)											(1) 就学援助制度の申請書の配付方法 (あてはまるもの全てに○)								
ア. 教育委員会のウェブサイトに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記録	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他	(2) ケの内容			(3) 就学援助制度に関する教職員向け説明会の実施	(4) 就学援助制度周知の工夫		ア. 学校から希望者に申請書を配布	イ. 教育委員会から希望者に申請書を配布	ウ. 学校から児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ. 教育委員会から児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ. その他	(2) オの内容						
21	21	21	21	20	20	0	16	13	5	12	15	10	21	2	4	3	5	16	8	9	8	12	2	4	4	
長崎県	長崎市	長崎市教育委員会総務課	095-829-1191	kyou_sou@city.nagasaki.lg.jp	http://www.city.nagasaki.lg.jp/kosodate/520000/524000/p001744.html		○	○		○	○	○							○							
長崎県	佐世保市	佐世保市教育委員会総務課	0956-24-1111	kyouik@city.sasebo.lg.jp	https://www.city.sasebo.lg.jp/kyouiku/kyouik/shochushugaku.html		○	○		○	○	○							○							
長崎県	島原市	教育委員会教育総務課	0957-68-5471	kyosomu@city.shimabara.lg.jp	https://www.city.shimabara.lg.jp/		○	○	○	○	○	○							○							
長崎県	諫早市	諫早市教育委員会学校教育課	0957-22-1500	e-gakkyo@isahaya-snet.ed.jp	https://www.city.isahaya.nagasaki.jp		○	○		○	○	○							○							
長崎県	大村市	学校教育課	0957-53-4111 (370)	gakkyou@city.omura.lg.jp	http://www.city.omura.nagasaki.jp		○	○		○	○	○							○							
長崎県	平戸市	平戸市教育委員会教育総務課	0950-22-4111	kyoikusomu@city.hirado.lg.jp	https://www.city.hirado.nagasaki.jp/kurashi/		○			○	○	○			○				○							
長崎県	松浦市	松浦市教育委員会 教育総務課	0956-72-1111	kyoikusomu@city.matsuura.lg.jp	https://www.city-matsuura.jp/		○	○		○		○							○							
長崎県	対馬市	対馬市教育委員会 学校教育課	0920-88-2001	gakukyou@city.nagasaki-	http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/		○	○	○		○	○							○	○	○					
長崎県	壱岐市	教育委員会 教育総務課	0920-45-1202	iki-kyouiku@city.iki.lg.jp			○			○	○	○							○							
長崎県	五島市	教育委員会総務課	0959-72-7905	kyou-soumu@city.goto.lg.jp	https://www.city.goto.nagasaki.jp/s090/010/010/010/020/20190308195046.html		○			○		○							○							
長崎県	西海市	西海市教育委員会 教育総務課	0959-37-0077	edu-soumu@city.saikai.lg.jp	https://www.city.saikai.nagasaki.jp		○		○	○	○	○							○	○	○					
長崎県	雲仙市	教育委員会学校教育課	0957-37-3113	gakkyou@city.unzen.lg.jp	http://www.city.unzen.nagasaki.jp/		○	○		○	○	○	○						○			○	○	○		
長崎県	南島原市	教育委員会 学校教育課	0957-73-6702	gakkyou@city.minamishimabara.lg.jp	http://www.city.minamishimabara.lg.jp					○	○	○	○						○							
長崎県	長与町	教育委員会教育総務課	095-801-5680	kyouisomu@nagayo.jp	http://webtown.nagayo.jp			○	○	○	○	○							○	○						
長崎県	時津町	時津町教育委員会教育総務課	095-882-2211		https://www.town.togitsu.nagasaki.jp/		○	○				○							○							
長崎県	東彼杵町	学校教育係	0957-46-0353	kyoui-	http://www.sonogi.jp/					○		○							○							
長崎県	川棚町	教育委員会 教育総務係	0956-82-2064	kyoui@town.kawatana.lg.jp	http://www.kawatana.jp/yakuba/section/30_3.html		○				○	○							○							
長崎県	波佐見町	波佐見町教育委員会 教育総務係	0956-85-2034	gakkou@town.hasami.lg.jp	https://www.town.hasami.lg.jp/machi/kosodate/1/4/1242.html		○	○		○		○	○						○			○				
長崎県	小値賀町	小値賀町教育委員会	0959-56-3838	kyouiku@town.ojika.lg.jp	http://www.ojika.net						○	○	○						○	○						
長崎県	佐々町	教育委員会	0956-62-2128	kyouiku@saza.nagasaki.jp	http://www.sazacho-nagasaki.jp		○	○		○	○	○	○						○	○						
長崎県	新上五島町	新上五島町教育委員会 学校教育課	0959-54-1981	kyoiku@town.shinkamigoto.nagasaki	https://official.shinkamigoto.net/					○		○							○							

①都道府県	②市区町村名	II 平成31(令和元)年度主要保護認定基準 (該当するもの全てに○)																				III 就学援助率						
		(1) 平成31(令和元)年度当初における主要保護の認定基準																				(4) ツの内容	(5) 補足事項	(1) 平成30年度	(2) 令和元年度			
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村長税の非課税	ウ. 市区町村長税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	ク. 学校納付金の納付状況の悪化、延滞、滞りなどが認められる者	シ. 経済的な理由による欠床日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わる等自動的に要件が変わるもの)→(2)係数	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照し定めるもの)→(2)係数	チ. 特別支援教育奨励費の必要職測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの→(2)係数	ツ. 市区町村税(所得割又は均等割)課税額に一定の係数を掛けたもの→(3)係数および目安額	テ. その他→(4)	(2) ソ、タ、チを選択した場合 生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)					(3) ツを選択した場合 市区町村長税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	倍	倍
21	21	20	17	14	14	13	20	12	4	11	11	7	4	7	8	12	5	3	0	7	20	0	7	0				
長崎県	長崎市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○			○			1.2		長期療養・災害・交通事故などの特別な事情がある場合		30%未満	30%未満
長崎県	佐世保市	○	○		○							○		○						○			1.2		生活維持者の失業や長期療養中、災害などの特別な事案で前年度との生活状況が大きく変化し、経済状況が困難していると認められる場合		20%未満	20%未満
長崎県	島原市	○	○	○													○			○			1.3		以上の他の事情で学用品費等に不自由している。		20%未満	20%未満
長崎県	諫早市	○	○	○	○	○	○	○		○	○						○			○			1.2		災害、主たる生計維持者の死亡、その他の理由により経済的に困難していると認めるもの		20%未満	20%未満
長崎県	大村市	○	○	○	○	○	○	○		○	○									○			1.3				20%未満	20%未満
長崎県	平戸市	○	○														○			○			1.3		生計維持者の長期療養・災害など特別な事情により生活状況が前年度と大きく変化し経済状況が困難したことにより就学に支障があると認める		15%未満	15%未満
長崎県	松浦市	○		○		○	○										○						1.3				20%未満	20%未満
長崎県	対馬市	○	○		○		○										○						1				15%未満	15%未満
長崎県	壱岐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					15%未満	15%未満
長崎県	五島市	○	○	○	○	○	○	○		○	○						○						1.2				30%未満	30%未満
長崎県	西海市	○	○	○	○	○	○	○		○	○						○						1.3				20%未満	20%未満
長崎県	雲仙市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			○			1.3		火災等特別な事情		15%未満	15%未満
長崎県	南島原市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○							○				1.3				20%未満	20%未満
長崎県	長与町	○	○														○						1.2				15%未満	15%未満
長崎県	時津町																○						1.2				15%未満	20%未満
長崎県	東彼杵町	○					○	○	○			○	○	○	○	○	○			○			1.2				15%未満	20%未満
長崎県	川棚町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3				15%未満	15%未満
長崎県	波佐見町	○																		○		○	1.2		教育委員会が就学援助を必要であると認める者		15%未満	20%未満
長崎県	小値賀町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○					○						1.3				5%未満	10%未満
長崎県	佐々町	○	○	○	○	○	○													○			1.2				15%未満	15%未満
長崎県	新上五島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3				10%未満	10%未満



①都道府県	②市区町村名	IV 平成31(令和元)年度準要保護就学援助額																																						
		2. 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																						
		(1) 費目毎の援助額																																						
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費								(2) 補足事項						
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額		一定の金額	その他				
21	21	0	0	0	2	2	2	18	19	0	0	0	0	2	2	2	19	19	0	6	6	1	3	3	3	2	2	0	9	9	0	12	12		12	0	0	0	14	
長崎県	長崎市							○	22,510								○	57,400		○	118,100								○	55,000										
長崎県	佐世保市				○	22,510	22,382										○	57,400		○	104,160										○	60,300	46,321							校外活動費(宿泊を伴うもの)については、実績なし
長崎県	島原市							○	24,760								○	57,400		○	0								○	50,556									支給平均額については、全て平成30年度の実績額により記入。	
長崎県	諫早市							○	22,510								○	57,400				○	80,070	0					○	60,300	50,000								記入欄が空白の費目については、援助していないもの。	
長崎県	大村市							○	22,510								○	57,400											○	42,000									通学費は過去数年実績がなく予算計上していないため、支給平均額は0としているもの。	
長崎県	平戸市							○	22,510								○	57,400		○	0								○	50,000									通学費及び校外活動費については、実績なし。	
長崎県	松浦市							○	22,320								○	47,400		○	139,520	○																	体育実技用具費(原価額)超過：7,510円、剣道51,940円(中学校のみ)平成30年度は実績無し	
長崎県	対馬市							○	24,550								○	47,400																					通学費は定期券又は回数券を支給。校外活動費(泊を伴う・泊を伴わない)実績なし、	
長崎県	壱岐市							○	25,010				○	57,400	57,400															○	52,000								医療費は該当児童に医療券を配布し、市から医療機関へ支払う。支給平均額：執行見込額による記入が困難なため、30年度の実績額を記入	
長崎県	五島市							○	22,510								○	57,400												○	55,700									
長崎県	西海市							○	22,510								○	57,400		○	0																			通学費については、対象項目であるが他制度優先のため、支給予定なし。
長崎県	雲仙市							○	22,510								○	57,400											○	80,070	0								体育実技用具費については、柔道分について記入。剣道分も上限額52,380円で対象としているが、支給実績なし。	
長崎県	南島原市							○	22,320								○	47,400				○	79,410	0					○	51,971									修学旅行費、校外活動費、PTA会費、医療費、学校給食費については、平成30年度実績額。	
長崎県	長与町							○	22,320								○	57,400																					支給平均額については、執行見込額による記入が困難であるため、31年度予算に計上した単価を記入	
長崎県	時津町							○	22,510								○	57,400																						通学費は、南島原市立小中学校遠距離児童・生徒通学費補助金交付要綱により通学費を補助し、校外活動費は活動実績がないため。
長崎県	東彼杵町							○	22,320								○	47,400										○	2,230											通学費・クラブ活動費・生徒会費・PTA会費・卒業アルバム代等については、援助費目ではないため「支給なし」支給平均額は平成30年度実績額
長崎県	川棚町							○	24,760								○	57,400																						校外活動費(宿泊を伴うもの)は、対象費目であるが「実績なし」
長崎県	波佐見町							○	22,320								○	47,400																						通学用品費支給対象学年…2～3年生
長崎県	小値賀町				○	22,510	22,510							○	57,400	57,400														○	0								・修学旅行費は、平成31(令和元)年度該当者なし	
長崎県	佐々町							○	22,320								○	57,400										○	79,410	○	45,000									・医療費は、平成31(令和元)年度予算に計上した単価
長崎県	新上五島町							○	22,510								○	57,400																						医療費については30年度実績による
								○	22,510								○	57,400																						支給平均額については、平成30年度実績の平均額を記入している。

①都道府県	②市区町村名	V その他																			VI 自由記述欄			
		1. 学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2. 教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況													
		(1) 教育委員会が把握している学校の取組 (あてはまるものすべてに○)									(1) 教育委員会における取組 (あてはまるもの全てに○)											(2) コの内容及び補足説明	(3) その他学校や教育委員会以外での取組	
ア、学用品等の中古品を安価で販売(バザー等)	イ、学用品等(中古品を含む)の貸し出し	ウ、学用品等(中古品を含む)の無償貸与	エ、低廉な学用品等の使用	オ、使用する学用品等の精選	カ、使用する学用品等の入札・含見積等の実施	キ、把握していない	ク、その他	コ、その他	ア、自治体内で学用品等の仕様の統一	イ、自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ、学用品等の中古品を安価で販売(バザー等)	エ、学用品等(中古品を含む)の貸し出し	オ、学用品等(中古品を含む)の無償貸与	カ、就学援助とは別に、学用品費等の一部助成	キ、学用品費等の購入費用の貸付	ク、学校(又は校長等)は校長会等)に対して、学用品等の取組に際する通知やマニュアルを提示	ケ、学校(又は校長等)に対して、他校の取組状況を情報提供	コ、その他						
21	21	0	1	2	4	6	0	13	1	1	2	1	0	0	0	0	0	3	3	2	2	1	1	
長崎県	長崎市								○	希望する生徒への制服のリサイクル活動など											○	修学旅行費や校外活動費は、保護者から事前に徴収しない		
長崎県	佐世保市			○	○	○																		
長崎県	島原市										○	○												
長崎県	諫早市								○															
長崎県	大村市								○															
長崎県	平戸市					○	○																	
長崎県	松浦市			○																				
長崎県	対馬市								○															
長崎県	壱岐市								○									○						
長崎県	五島市								○															
長崎県	西海市								○															
長崎県	雲山市								○												○	○	極小規模校の修学旅行等を合同実施することにより、経費を低減する工夫を検討するよう指導している。	市福祉事務所による「福祉医療費」の充実に努めている。(義務教育段階の児童生徒の医療費を支給)
長崎県	南島原市								○															
長崎県	長与町								○															
長崎県	時津町								○															
長崎県	東彼杵町					○												○						
長崎県	川棚町								○															
長崎県	波佐見町		○						○												○			
長崎県	小値賀町								○															
長崎県	佐々町				○	○																	P T Aにおける制服のリサイクル(無償譲渡)	
長崎県	新上五島町				○	○												○						